

## 妊産婦・重度の傷病者の方 へお知らせ

日頃よりフェリー屋久島2をご愛用賜り厚く御礼申し上げます。  
さて弊社では、海上運送法第9条に基づく標準運送約款において、  
下記に該当されるお客様には弊社判断にて乗船をお断りする場合も  
ございますので、必ず受付窓口にて乗船券購入前に申告をお願い申し  
上げます。(医師の診断書が必要な方は提出もお願いいたします。)  
お客様にはご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解ご了承の程  
よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 重度の傷病、病後（術後）、転院されるお客様

①乗船日を含め3日以内に発行の乗船可能かを記載した医師の診断書が必要です。

#### 2 妊産婦のお客様

妊娠されている方は必ず窓口にお申しください。

①出産予定日4週間以内の方は、乗船日を含め3日以内に発行された乗船可能かを  
記載した医師の診断書が必要です。

②出産予定日3週間以内の方は、乗船日を含め3日以内に発行された乗船可能かを  
記載した医師の診断書と親族又は医師の同伴が必要となります。

③出産予定日2週間以内の方の乗船はお断り致します。

※出産予定日に係わらず、船内にて誓約書をご記入いただきます。

※乗船日がお決まりの方は、ご予約のご連絡をお願い致します。

以上